

知っておきたい セーフティネット保証

法律で解決!

中小企業トラブルは怖くない!

監修 宮下正彦 弁護士

事例

クリーニング業を営む山里さんは、このところの石油価格高騰の影響を受け、経営状態が悪化しています。このまま赤字経営が続けば、廃業も考えなければならぬのだろうか……。精神的に追いつめられた山里さんは、宮下弁護士のところへ訪れました。

山里 長年クリーニング業を営んできましたが、今回の痛手はこれまでにないほど大きなものです。ドライクリーニングの洗剤から包装用ビニール袋、ハンガーにいたるまで石油製品を使用するためです。私どものような業者を救済してもらえれば法律的な手だてはないものでしょうか。

宮下 石油高騰の影響を受け、全国的に中小企業の経営者のみなさんが悲鳴をあげています。そこで、中小企業庁では「セーフティネット保証制度（経営安定関連保証）」を設けています。

この制度は、今回のような社会経済の異常事態や、取引先企業の倒産、取引金融機関の破綻、自然災害などが原因で、経営状態が悪化してしまった中小企業者を救済する保証制度です。

山里 保証してくれる窓口はどこになりますか？

宮下 中小企業信用保険法第二条第四項第一号から八号までに規定されている「特定中小企業者」として、本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村の認定を受け、そのうえで各都道府県の「信用保証協会」でこの保証を得て、銀行から融資を受けることができます。

特定中小企業とは、取引先の倒産や経済事情の変動等により経営の安定に支障が生じたことを市町村に認定された中小企業者のことです。

信用保証協会とは、中小企業者の金融を円滑にするために「信用保証協会法」に基づいて「信用保証制度」を利用できるように設立された公的機関です。中小企業者の金融機関に対する債務を保証し、万一何らかの事情で中小企業者の返済が難しくなった場合には、中小企業者に代わって金融機関に借入金を弁済します。

全国に五二ほど開設されており、平成一九年三月末までに全国で一六一万の中小企業がこの制度を利用していています。

山里 信用保証制度とセーフティネット保証制度とはどう違うのですか？

宮下 信用保証制度には、信用保証協会が地方公共団体と共同で行う「制度融資」や、中小企業のニーズに応じたさまざまな保証制度があります。今回は、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行う制度であり、国の施策として行われる特例措置です。

山里 具体的にはどのように手続きをすればよいのでしょうか？

宮下 まず、対象となる中小企業は本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村（または特別区）の商工担当課の窓口にて認定申請書を提出します。そして認定書が発行されたら、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込みます。

山里 申請できる中小企業の規模などに条件はあるのですか？

宮下 次の業種に該当し、資本金、従業員のいずれかの基準を満たしていることが必要です。①建設業・製造業・運輸業は資本金三億円以下／従業員数三〇〇人以下、②卸売業は一億円以下／一〇〇人以下、③小売業（飲食業を含む）は五〇〇〇万円以下／五〇人以下、④サービス業は五〇〇〇万円以下／一〇〇人以下、⑤旅館業は五〇〇〇万円以下／二〇〇人以下です。

山里 その際、信用保証協会に支払う保証料はどのくらいですか？

宮下 セーフティネット保証は、後述する一号から八号までに分かれており、保証料は、七号と八号は〇・八％以下、一号から六号は〇・九％以下です。通常の信用保証料は、各中小企業の経営状況に応じて年〇・五％から二・二％まで、九段階に分けた料金体系となつていますが、一般的には、セーフティネット保証のほうが保証料が割安になると言つてよいでしょう。

山里 保証額に限度はあるのですか？

宮下 信用保証協会の通常の保証限度額は、二億八〇〇〇万円までですが、セーフティネット保証を受けた場合、それとは別枠で二億八〇〇〇万円（六号認定を受けた場合は三億八〇〇〇万円）を限度に利用できます。ただし、実際に、融資を受けるには、金融機関と信用保証協会の審査があります。

山里 認定されたからといって、必ず融資を受けられるわけではないのですか。ところで、先ほどお話のあった一号から八号というのは？業種によって区別されているのでしょうか？

宮下 いわゆる中小企業信用保険法で規定された認定対象者を区分するものです。以下、それぞれの内容を見ていきましょう。

認定対象者には八種類ある

第一号・取引先の大型倒産発生により影響を受けている中小企業

第二号・取引先企業がリストラ等の事業縮小を行い、事業活動が制限されることにより影響をうけている中小企業

第三号・特定地域の災害等により影響を受けている特定業種の中小企業

第四号・特定地域の災害等により影響を受けている中小企業

第五号・原材料の供給の減少などの影響を受け、全国的に業況が悪化している業種に属する中小企業

第六号・取引金融機関の破綻により資金繰りが悪化している中小企業

第七号・取引金融機関の支店削減、合理化に伴い、貸出額が抑制されたことによる影響を受けている中小企業

第八号・整理回収機構等に貸付債権が譲渡されておき、再生可能と判断された中小企業

山里 たくさん種類があるんですね。さしあたって私どもの会社が該当するのは、第五号ということになりますね。

宮下 そうです。中小企業庁のHPに指定業種のリストがありますので、確認してみてください。

原油価格の高騰の影響を受けやすい不況業種が数多く指定されているほか、相次ぐ建築不祥事を受けて昨年施行された「改正建築基準法」のあたりから建築着工が遅れる事態となり、業界全体が不況に陥っている建築業も指定業種になっています。ただし、第五号指定業種は三ヶ月ごとに、第七号指定金融機関は半年ごとに指定の見直しがあります。

山里 認定を受ける条件というのはあるのですか？

宮下 五号に関してですが、先ほど申し上げた国が指定する業種であることなど、認定に関してはいくつかの条件があります。その他の認定対象者に関しても、それぞれ条件が定められています。

なお、昨年十月から、信用保証制度における融資額のうち、金融機関と信用保証協会で二割と八割で責任を共有する「責任共有制度」が始まりました。これにより銀行では二割の貸し倒れリスクを負うことになったため、貸し渋るところも出てきました。

ただし、セーフティネット保証はこの責任共有制度の対象外ですので、山里さんの場合は、まず、セーフティネット保証の認定を視野に入れられるとよいと思います。いづれにしても審査がありますので、融資を受けるためにも今後の事業計画書などはきちんと作成しておかれるとよいでしょう。

山里 よくわかりました。さっそく認定を受ける手続きをしてみたいと思います。ありがとうございます。

宮下 参考のうえ、ご検討ください。



知的財産権制度 Q & A

(特許庁)

Q.開発・発明段階に生ずる知的財産権の問題と対応
～アイデアの段階で特許等の出願ができますか？～

A. 特許を出願して権利化するためには、「特許法上の発明」であることと、「特許と認められる要件」を備えた発明であることが求められます。パッと頭に閃いた直感的なアイデア、あるいは、こうなったらいいなといった要望程度のアイデアだけの段階でも、定められた様式の出願書類が作成されれば、出願はできます。しかし、出願はできても、権利となるためには、アイデアが特許として認められる要件を満たしていることが必要です。単なるひらめきや直感的な思いつき程度のアイデアでは、仮に出願できても、拒絶になる可能性が高く、費用の無駄とアイデアを公開して他人にヒントを教えるだけに終わってしまう危険があります。出願の前に、特許調査を行って同じようなアイデアがすでに出願されていないかを調べて、比較してみることも重要なポイントのひとつです。同時に、今まで世の中に役立っている有用な発明は、ちょっとした閃きやアイデアが引き金・出発点となっています。さらなる工夫を重ね、実現可能な技術的な裏付けをもった発明に育て、権利化できる状態になってから、特許出願することが必要です。

例えば「身体にフィットするクッション」という開発テーマにおいて、

1. 身体にフィットするクッションがあつたらいい、これは「商品のアイデア」ですが、技術的裏付けがないからダメ。
2. 袋の中に細かい発泡ビーズを入れればいい、これも「アイデア」。

しかしこれは技術的裏付けがあり、「発明」としては成立します。

このように、アイデアを発展させていくことが、不可欠です。



参 考

よくマスコミなどによる発明、アイデアを商品化し、巨万の富を得たとの一面的な報道に触発されたり、過剰な関連報道、啓発の表面的なものだけに刺激されたりして、「アイデアを買ってほしい、一緒に事業化する所を紹介して欲しい」等の相談も多くありますが、現実的にはきわめて少ないと考えるべきです。